

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区麻布台一丁目二番地、最後の住所東京都品川区南品川五丁目一 番二一六〇一 被相続人 亡 岡上 啓子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十六日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

東京都港区赤坂五丁目四番九号赤坂五丁目ビル三階 赤坂西法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伴田 美生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区本郷通一〇丁目南三番地、最後の住所東京都港区芝二丁目一七番二一〇三 被相続人 亡 小林 幸恵
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十一日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

東京都中央区銀座六丁目四番一号東海堂銀座ビル七階 銀座数寄屋通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 深井 麻里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東品川三丁目二六番、最後の住所東京都江東区東砂四丁目二四番三一六〇八 被相続人 亡 境谷 啓一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

東京都文京区本郷三丁目二四番地二 H P 本郷ビル五階 南部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 南部 恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区豊町一丁目一三番地、最後の住所東京都大田区南馬込五丁目六番一六一六〇六 被相続人 亡 高瀬 恵一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十六日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十四日

事務所東京都中央区銀座一丁目二〇番七号 ウィンド銀座Ⅲビル三階 佐々木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木健二

本籍神奈川県横浜市南区大岡二丁目二九八番地、最後の住所横浜市栄区小山台二丁目九番一四 被相続人 亡 橋本 紀威
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

横浜市中区海岸通四一三三マリンビル五階 相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区尻手二丁目六番、最後の住所横浜市鶴見区尻手二丁目六番一七 被相続人 亡 大月 貢市
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

横浜市中区本町三二二四本町中央ビル九階 相続財産清算人 弁護士 狩倉 博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市字桜方丘二丁目五五番地、最後の住所福島県喜多方市字二本木三二六五番地 被相続人 亡 小山 栄一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目一五番一 号ラ・フォンターナ一〇七号室 相続財産清算人 司法書士 小林 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市美江寺町一丁目四番地、最後の住所岐阜県岐阜市美江寺町一丁目四番地 被相続人 亡 白木 基仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

事務所岐阜県岐阜市八ツ梅町一 二二一 一 松井義孝法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宗田 未来人

本籍静岡県袋井市村松二五六二番地一、最後の住所静岡県袋井市村松二五六二番地の一 被相続人 亡 木藤 悦美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

静岡県浜松市中央区元浜町三四番地一五 一 号シャイニースクエア浜松五〇一 号室 吉野 綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉野 哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡田子町大字原字野面七九番地、最後の住所愛知県刈谷市大手町一丁目一四番地プレスステージ刈谷駅前三〇七号 被相続人 亡 野端 牧雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

愛知県豊田市小坂本町三一八二田中小坂ビル三階 相続財産清算人 弁護士 竹本 真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市白鳥町中西一〇一九番地一、最後の住所愛知県江南市藤ヶ丘一丁目一番地一 江南団地九棟四〇一 号 被相続人 亡 武藤久仁夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

愛知県豊田市小坂本町三一八二田中小坂ビル三階 相続財産清算人 弁護士 竹本 真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市西日野町四三七〇番地、最後の住所三重県伊賀市日野町一七七一番地グラーブホームたいよう 被相続人 亡 服部 重広
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

令和八年八月二十四日

愛知県犬山市松本町二丁目六〇番地ロワールハイツ二〇一 安田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安田 庄一郎

本籍三重県四日市市西日野町四三七〇番地、最後の住所三重県伊賀市日野町一七七一番地グラーブホームたいよう 被相続人 亡 服部 重広
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

三重県名張市栄町二八七五番名張法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大塚 耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市藤原町本郷一〇二五番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 武田 弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日

三重県津市中央三番二九号 相続財産清算人 弁護士 倉田 嚴圓

第56期決算公告

令和8年8月24日
青森県五所川原市大字姥子字木28番地1号
森羽紙業株式会社
代表取締役 山口 元博
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産部	流動資産	1,554
	固定資産	286
	合 計	1,840
負債純資産及び部	流動負債	575
	固定負債	32
	合 計	1,232
純資産部	資本金	11
	剰余金	1,221
	合 計	1,218
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)		(57)
合 計		1,840